# 

# エレベータ用ケーブル

# JIS C 3408 : 2014

(JCMA/JSA)

平成 26 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名				所属	
(委員会長)	大	崎	博	之	東京大学	
(委員)	岩	本	佐	利	一般社団法人日本電機工業会	
	岩	本	光	Æ	東京工業大学	
	上	原	京		株式会社東芝	
	大	石	奈津子		一般財団法人日本消費者協会	
	長	田	明	彦	一般社団法人日本配線システム工業会	
	熊	田	亜約	己子	東京大学	
	酒	井	祐	之	一般社団法人電気学会	
	下	Ш	英	男	一般社団法人電気設備学会	
	鈴	木		篤	一般社団法人日本照明工業会	
	住	谷	淳	吉	一般財団法人電気安全環境研究所	
	早	田		敦	電気事業連合会	
	田	中		智	一般社団法人日本電機工業会	
	中	根	育	朗	一般社団法人電池工業会	
	原	田	真	昭	一般社団法人日本電線工業会	
	飛	田	恵理	<b>里子</b>	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟	
	前	田	育	男	IEC/ACOS エキスパート(IDEC 株式会社)	
	Ш	Ħ		鴌	筑波大学	

主務大臣:経済産業大臣 制定:昭和40.2.1 改正:平成26.2.20
官報公示:平成26.2.20
原案作成者:一般社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地1-12-22 コンワビル TEL 03-3542-6035)
一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)
審議專門委員会:電気技術専門委員会(委員会長 大崎 博之)
この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準
化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。 目 次

	~- ~	-ジ
序文		• 1
1 3	適用範囲······	• 1
2	引用規格······	• 1
3	重類及び記号	• 2
4	导性	• 3
5 7	材料,構造及び加工方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
5.1	導体	• 4
5.2	セパレーター	• 4
5.3	絶縁体	• 4
5.4	補強線	• 5
5.5	線心のより合せ	• 5
5.6	遮蔽	• 5
5.7	外部被覆	• 5
5.8	線心の識別及び配列	•• 6
6	試験方法	• 8
6.1	外観	• 8
6.2	構造	• 8
6.3	導体抵抗······	• 8
6.4	耐電圧	• 8
6.5	絶縁抵抗	• 8
6.6	絶縁体及びシースの引張り	• 8
6.7	加熱	• 8
6.8	耐油	• 9
6.9	卷付加熱	• 9
6.10	低温巻付け	• 9
6.11	加熱変形	• 9
6.12	難燃	10
6.13	コンパウンドの耐熱	10
7 1	<u> </u>	10
8	製品の呼び方	10
9	表示及び包装	11
9.1	ケーブルの表示・・・・・・	11
9.2	包装の表示	11
9.3	包装	11
附属	諸書 A(参考)ケーブルの構造・寸法の例	12
解	説	17

# まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本 電線工業会(JCMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を 改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格で ある。これによって、JIS C 3408:2000 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について,責任はもたない。

# 日本工業規格

JIS C 3408 : 2014

# エレベータ用ケーブル

# Travelling cables for elevators

## 序文

この規格は、1965年に制定され、その後8回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2000年に 行われたが、その後のエレベータの制御通信機能の高度化に対応するために同軸ケーブル及び遮蔽付き通 信線を追加するとともに、製造実績のないケーブル種類を削除する改正を行った。

### 1 適用範囲

この規格は,300 V 以下の主としてエレベータ,小荷物専用昇降機などの昇降機用の配線及び移動電線 に用いるエレベータ用ケーブル(以下,ケーブルという)について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

- JISC 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法
- JIS C 3102 電気用軟銅線
- **JISC3152** すずめっき軟銅線
- JIS C 6832 石英系マルチモード光ファイバ素線
- JISC 6833 多成分系マルチモード光ファイバ素線
- JISC 6834 プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ素線
- JISC 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線
- JIS G 3502 ピアノ線材
- JIS G 3505 軟鋼線材
- JIS G 3506 硬鋼線材
- JIS G 4308 ステンレス鋼線材